

### 第 13 条（休業）

当施設は、原則として毎週木曜日ならびに年末年始を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、改修、その他当施設の都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として 2 週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示する事なく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

### 第 14 条（施設の廃止）

当施設は、次の事由により当施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度廃止、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

### 第 15 条（利用制限）

当施設は個別指導やスクール事業、その他諸行事または管理上必要と認めた場合、当施設の一部または全部の利用を制限し、または予約制とすることがあります。

### 第 16 条（拾得物）

当施設は拾得物について、別途定める保管期間経過後に処分できるものとします。また、腐敗等安全衛生上の問題があると判断した時には、当該保管期間に限らず処分することができるものとします。

### 第 17 条（盗難および紛失）

当施設が不特定多数の方が利用する施設であると認識し、ご自身の持ち物が紛失や盗難事故に合わないよう各自適切に管理するものとします。また、紛失や盗難事故が発生した場合において、当施設に故意または過失が認められない場合は何らの賠償責任を負わないものとします。

### 第 18 条（怪我や事故）

当施設に故意または過失が認められない場合においての怪我や事故は何らの賠償責任を負わないものとします。利用者同士の行為によって怪我や事故が生じたときは、利用者の責任と費用においてこれを解決するものとします。

### 第 19 条（変更事項）

会員は住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更があった場合は速やかに届け出るものとします。

### 第 20 条（諸費用の改定）

当施設は本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当施設は改定日の 1 ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

### 第 21 条（規約の改定）

当施設は自らの判断に従い、本規約を改定できるものとします。その際の告知は施設内掲示、ウェブサイトとします。

### 第 22 条（細則）

本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は当施設が定めるものとします。

### 附則

本規約は、2019 年 8 月 2 日から施工する